

沿岸広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月31日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長部漁港線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字湊118番4地先から字川口3番10地先 まで	新	m 5.5~41.9	m 1,267.0
陸前高田市気仙町字湊118番4地先から字小淵201番地先 まで	旧	5.5~41.9	1,447.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 令和4年3月31日から同年4月30日まで